



中央本部の

「バス棚倉の不当労働行為は解決済み」 の認識は完全な間違いだ!

～その2～

理由 その4

この間、バス棚倉分会に寄り添っていない!

11月15日の中央執行委員会見解で、『7月24日に行ったバス棚倉分会との意見交換会の内容を中央執行委員会で報告し「バス棚倉分会と寄り添う」ことを決定した。職場に入り苦闘する仲間学び、その闘いを全国へ広げ、次期大会へ結実させていこうとした。しかし、**組合員との議論の場を8月以降今日まで日程調整を求めてきたが、議論しないわけではないとしながらも、「勤務と感情などを理由として議論の場を実現出来ていない」**』と釈明しています。3カ月間もの間、中央本部として何をしてきたのかが語られないどころか、「**重大な統制違反」「組織運営の逸脱」「指令違反**」など、組織運営上のことのみ問題にし、組合員を守るべき労働組合の任務と責任を放棄し、**いつの間にか「解決済」にすり替えています。**

理由 その5

「大会決定した」との認識が間違いである!

議事運営規則 第8章「採決」(原案の表決)第27条「前条の手続きにより修正案が否決されたときは、原案について表決に付さなければならない」とあるように、原案が可決され、修正動議が否決されただけで大会決定方針ではありません。

この問題は刑事事件に値する問題であり、団体交渉では限界だ!

今回、JRバス関東内で起きた不当労働行為は、JR東日本会社からの圧力とバス会社経営陣のJR東労組に対する嫌悪感が相まって、職場が異常な事態になったためです。団体交渉の議論経過(2019年6月5日 JR東労組連絡第423号)を見ても、会社は不当労働行為を認めず「不適切な発言だった」「不当労働行為の認定は第三者」などと、団体交渉では限界性があります。

組合員の信託を受けた中央本部は、組合員を守る責任と任務を放棄せず、起ちあがったバス棚倉の仲間と寄り添い、連帯してたたかうべきであります!